

京丹後市大学等受験料支援補助金の創設について

令和6年7月30日

京丹後市教育委員会

京丹後市では、経済的に困窮している世帯の子どもの学習機会を確保することを目的に、大学等の受験料の補助を行うことで、進学に向けた支援を行うため大学等受験料支援補助制度を創設しました。

この制度は、申請年度の末日において20歳未満の受験生の保護者に対して、受験生一人につき年間5万3千円を上限に、受験料を補助するものです。

1. 補助対象者（下記の①～④を満たしていること）

- (1) 受験生及び保護者等が同一の世帯に属している世帯に属すること
- (2) 申請年度において世帯を構成する者のいずれもが住民税非課税である世帯に属すること
- (3) 世帯を構成する者のいずれもが本市に納入すべき市税等を滞納していないこと
- (4) 申請日において1年以上継続して京丹後市の住民基本台帳に記録されていること

2. 対象校

大学等の種類は、学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る）、高等専門学校（4年次）です。

3. 補助対象額

申請年度において受験生一人につき5万3千円を上限に受験料（大学入学共通テストの検定料も含む）を補助します。ただし、振込等手数料は含みません。

4. 申請の流れ

- ① 受験
- ② 交付申請 [申請者→市]
- ③ 交付決定・確定 [市→申請者]
- ④ 請求 [申請者→市]
- ⑤ 交付 [市→申請者]

今年度の募集期間は令和7年3月31日までとなっております。詳しくは下記QRコードよりホームページをご覧ください。（※ホームページは令和6年8月1日（木）公開予定です。）



お問い合わせ

教育委員会事務局教育総務課（担当：西垣、西村）

電 話：0772-69-0610 F A X：0772-68-9061

E-Mail：kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

〈令和6年度中にお受けになる大学等の〉

受験料を補助します！

京丹後市では、経済的に困窮している世帯の子どもの学習機会を確保することを目的に、大学や専門学校等の受験料を支援します。

対象者

申請年度の末日において20歳未満の受験生の保護者等で、下記①～④のいずれにも該当すること

- ① 受験生及び保護者等が同一の世帯に属していること
- ② 申請年度において、世帯を構成する者のいずれもが住民税非課税である世帯であること
- ③ 世帯を構成する者のいずれもが本市に納入すべき市税等を滞納していないこと
- ④ 申請日において1年以上継続して京丹後市の住民基本台帳に記録されていること

対象経費

令和6年度に受験した大学等の受験料

【受験料支援対象校（大学等）】

学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校（4年次）

補助金額

申請年度において受験生一人につき**5万3千円（上限）**

申請期間

令和7年3月31日（月） 17時まで（※随時募集）

詳しくは京丹後市ホームページをご覧ください。
申請書は、ホームページ、市民局、地域公民館に備え付けています。

【問い合わせ・申請先】

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課
〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226
☎0772-69-0610



申請手続き

① 受験



② 交付申請[申請者→市]

(提出書類)

- ・京丹後市大学等受験支援補助金交付申請書
- ・補助対象経費の額が確認できるもの
- ・大学等を受験したことが確認できるもの
- ・大学等の受験料の支払いを証するもの



③ 交付決定・確定[市→申請者]



④ 請求[申請者→市]



⑤ 交付[市→申請者]

※ 補助金の申請は申請年度において受験生1人につき1回となります。
複数の大学等を受験される場合はまとめて申請してください。
ただし、補助金額の上限は5万3千円となります。

Q & A

Q 不合格になっても補助金の対象になりますか。

A 受験された受験料が補助対象となりますので、不合格となったものでも補助対象となります。

Q 受験にかかる交通費や宿泊費も補助対象となりますか？

A 受験料として大学等に支払われた受験料が補助対象となりますので、交通費や宿泊費は対象となりません。また、受験料を支払われた際の振込手数料等も補助対象となりません。

Q 大学入学共通テストの受験料も補助対象となりますか？

A 大学入学共通テストの受験料は検定料とされていますが補助対象となります。